

相模原市監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、企画財政局税務部各課・機関の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月28日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成21年10月28日

2 監査の対象及び方法

この監査は、企画財政局税務部各課・機関において、平成21年度（平成21年8月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 税務企画課

ア 各事業の支出に関する事務

(2) 納税課

ア 市税（国民健康保険税を除く）の収納に関する事務

イ 市税過誤納還付金の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 市民税課

ア 市民税の課税に関する事務

イ 証明閲覧謄本手数料の徴収に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 資産税課

ア 固定資産税の課税に関する事務

イ 各事業の支出に関する事務

(5) 南市税事務所

ア 市税（国民健康保険税を除く）の収納に関する事務

(6) 津久井税務課

ア 市税（国民健康保険税を除く）の収納に関する事務

3 監査の結果

企画財政局税務部各課・機関における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。